

(別記様式第 1 号)

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 計画作成年度 | 令和 6 年度             |
| 計画主体   | 盛岡広域鳥獣被害防止<br>対策協議会 |

## 盛岡広域鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 矢巾町役場産業観光課  
所 在 地 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅  
第 13 地割 123 番地  
電 話 番 号 019-611-2612  
F A X 番 号 019-611-2609  
メールアドレス sangyosinko\_n@town.yahaba.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |                                              |
|------|----------------------------------------------|
| 対象鳥獣 | ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、カラス                  |
| 計画期間 | 令和6年度から令和8年度                                 |
| 対象地域 | 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下8市町という。） |

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

| 鳥獣の種類  | 被害の現状 |           |        |
|--------|-------|-----------|--------|
|        | 品 目   | 被害数値      |        |
| ツキノワグマ |       | 被害金額      | 被害面積   |
|        | 水稻    | 12,751 千円 | 1,658a |
|        | 麦類    | 2 千円      | 2a     |
|        | 豆類    | 6 千円      | 3a     |
|        | 雑穀    | 1,160 千円  | 1,449a |
|        | 果樹    | 17,591 千円 | 367a   |
|        | 飼料作物  | 3,395 千円  | 195a   |
|        | 野菜    | 934 千円    | 43a    |
|        | いも類   | 0 千円      | 0a     |
|        | その他   | 5,060 千円  | 1,001a |
| ニホンジカ  | 小計    | 40,899 千円 | 4,718a |
|        | 水稻    | 7,800 千円  | 625a   |
|        | 麦類    | 0 千円      | 0a     |
|        | 豆類    | 185 千円    | 86a    |
|        | 雑穀    | 0 千円      | 0a     |
|        | 果樹    | 10,387 千円 | 231a   |
|        | 飼料作物  | 1,619 千円  | 268a   |
|        | 野菜    | 3,972 千円  | 276a   |
|        | いも類   | 0 千円      | 0a     |
|        | その他   | 35 千円     | 1a     |
| イノシシ   | 小計    | 23,998 千円 | 1,487a |
|        | 水稻    | 6,237 千円  | 395a   |
|        | 麦類    | 3 千円      | 3a     |
|        | 豆類    | 12 千円     | 6a     |
|        | 雑穀    | 580 千円    | 725a   |

|       |      |           |        |
|-------|------|-----------|--------|
|       | 果樹   | 10 千円     | 0a     |
|       | 飼料作物 | 1,425 千円  | 208a   |
|       | 野菜   | 693 千円    | 45a    |
|       | いも類  | 942 千円    | 25a    |
|       | その他  | 552 千円    | 73a    |
|       | 小計   | 10,454 千円 | 1,480a |
| ハクビシン | 水稻   | 8 千円      | 1a     |
|       | 麦類   | 0 千円      | 0a     |
|       | 豆類   | 86 千円     | 6a     |
|       | 雑穀   | 0 千円      | 0a     |
|       | 果樹   | 2,217 千円  | 40a    |
|       | 飼料作物 | 13 千円     | 2a     |
|       | 野菜   | 801 千円    | 50a    |
|       | いも類  | 17 千円     | 1a     |
|       | その他  | 0 千円      | 0a     |
|       | 小計   | 3,142 千円  | 100a   |
| カラス   | 水稻   | 3,743 千円  | 311a   |
|       | 麦類   | 240 千円    | 286a   |
|       | 豆類   | 0 千円      | 0a     |
|       | 雑穀   | 0 千円      | 0a     |
|       | 果樹   | 3,463 千円  | 58a    |
|       | 飼料作物 | 0 千円      | 0a     |
|       | 野菜   | 4,505 千円  | 110a   |
|       | いも類  | 0 千円      | 0a     |
|       | その他  | 1,243 千円  | 120a   |
|       | 小計   | 13,194 千円 | 885a   |
| 合計    |      | 91,687 千円 | 8,670a |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ■盛岡市

#### (ツキノワグマ)

盛岡市内のほぼ全域で出没・目撃が確認されており、主な被害品目はりんご等の果樹や牧草ロール等の飼料作物である。人里周辺への出没の増加に伴い、納屋や畜舎への侵入や民家付近・通学路等への出没がみられ、人身被害の発生が危惧されている。

#### (ニホンジカ)

生息域は盛岡市内全域に広がっている。東部の地域においては果樹、水稻及び野菜の被害の被害が甚大である。

田植え後の水稻、定植後の野菜の若芽、果樹の樹皮や新芽の食害が発

生するなど、年間を通して被害がある。

(イノシシ)

生息域が確実に拡大しており、水稻や飼料作物（とうもろこし）への被害が見られる。

(ハクビシン)

果樹（ぶどう、りんご）や野菜（トマト）への被害が大きく、被害が増加傾向にある。また近年は、増加した空き家等をねぐらに生息域が拡大しており、住宅への侵入による生活環境被害の増加が懸念される。

(カラス)

盛岡市内全域において農作物被害があり、特に野菜、水稻、果樹への被害が目立っている。

#### ■八幡平市

(ツキノワグマ)

被害は増加傾向で、主に飼料作物の食害が多くを占める。

(イノシシ)

依然として食害や掘り起こし被害が多数あり、野菜やいも類への被害が拡大・増加している。

#### ■滝沢市

(ツキノワグマ)

滝沢市北部及び西部に被害が集中しており、牛の飼料作物であるデントコーンの被害が顕著である。また、ラップサイレージやバンカーサイロなどの被害のほか配合飼料を狙って牛舎の中に侵入するケースもあった。

(ニホンジカ)

水稻や野菜等の若芽の食害、牧草地やリンゴ畑での被害が出ている。

(イノシシ)

スイカやじゃがいもの食害の他、牧草地などの掘り起こしや水田の踏み荒し等が発生している。

#### ■雫石町

(ツキノワグマ)

牛舎内の飼料をはじめ、飼料作物（デントコーン）、スイートコーン、乳熟期の稲や果樹類（スイカ、リンゴ等）を食害する事例が多くみられるほか人身被害も発生している。年間を通して山間部だけでなく、中心市街地にも出没や食害が発生している。

(ニホンジカ)

水稻や豆の食害が目立つ、また、中心市街地でも目撃されており生息域が拡大傾向にある。

(イノシシ)

主な被害は、水田の畦畔の掘返し、水稻の踏み荒しその他、稲、イモ類、豆類、麦類の食害である。中でも水稻の踏み荒し被害は深刻である。また生息範囲については、雫石町内全域に拡大している。

(ハクビシン)

主な被害は、トマトやイチゴ、ブドウ、スイートコーンの食害ほか、侵入した住宅屋根裏での糞尿によるシミ被害等もある。

(カラス)

雫石町全域においてスイートコーンや果樹等への被害があり、また牛

舎に侵入し牛に危害を加える等の被害もある。

■葛巻町

(ツキノワグマ)

デントコーンサイレージやデントコーンの被害が発生している。

(ニホンジカ)

牧草地での食害が目立ち、被害が拡大傾向にある。

(イノシシ)

デントコーンサイレージの被害のほか、牧草地などの掘り起こしが発生している。

(カラス)

葛巻町内全域でデントコーン等の作物被害や、ロールサイレージのラップシートやハウスのシートに穴を開ける等の被害が発生している。

■岩手町

(ツキノワグマ)

中山間地を中心に初夏から秋にかけて発生、常態化している。

(ニホンジカ)

主に水稻や野菜を中心に食害が発生している。岩手町全域で生息域の拡大が懸念される。

(イノシシ)

地面の掘り起こしによる水稻やいも類への被害が発生している。豚熱をはじめとした伝染病のまん延等も懸念される。

(ハクビシン)

主な被害は果樹等の食害であり、生息域及び被害が拡大傾向にある。

(カラス)

主な被害は、野菜等の食害やいたずらであり、常態化している。

■紫波町

(ツキノワグマ)

主な被害は果樹の食害、農業用倉庫の破損、人身被害であり、近年では紫波町内中心でも出没している。

(ニホンジカ)

主な被害は果樹の食害であるが、水稻の食害や水田畦畔の踏み荒らしも発生している。

(イノシシ)

主な被害は水田及び畦畔、侵入した民間施設等での踏み荒らし被害があり、また畜舎侵入による飼料の食害や疫病罹患等の懸念がある。

(ハクビシン)

主な被害は果樹や野菜の食害、また畜舎侵入による飼料の食害や疫病罹患等の懸念がある。

(カラス)

主な被害は水稻の食害であり、紫波町内全域に生息している。

■矢巾町

(ツキノワグマ)

主な被害は果樹の食害であり、西部地域での被害が顕著である。

(ニホンジカ)

近隣市町で被害発生しており矢巾町内でも目撃事例が増加している。

(イノシシ)

主な被害は水稻、野菜の食害であり、西部地域で被害急増しており出

没範囲も拡大傾向である。  
 (ハクビシン)  
 主な被害は果樹の食害であり、生息範囲も拡大傾向である。  
 (カラス)  
 矢巾総合射撃場の利用により射撃技術が向上したため、農作物被害額は減少傾向だが、矢巾町内全域で野菜の食害が発生しており、糞等による環境的被害も発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

#### ツキノワグマ

| 指標                                  | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和８年度） |
|-------------------------------------|------------|------------|
| 被害金額                                | 40,899 千円  | 32,719 千円  |
| 被害面積（水稻、麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他） | 4,718a     | 3,774a     |

#### ニホンジカ

| 指標                                  | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和８年度） |
|-------------------------------------|------------|------------|
| 被害金額                                | 23,998 千円  | 19,198 千円  |
| 被害面積（水稻、麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他） | 1,487a     | 1,189a     |

#### イノシシ

| 指標                                  | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和８年度） |
|-------------------------------------|------------|------------|
| 被害金額                                | 10,454 千円  | 8,363 千円   |
| 被害面積（水稻、麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他） | 1,480a     | 1,184a     |

#### ハクビシン

| 指標                                  | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和８年度） |
|-------------------------------------|------------|------------|
| 被害金額                                | 3,142 千円   | 2,513 千円   |
| 被害面積（水稻、麦類、豆類、雑穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他） | 100a       | 80a        |

#### カラス

| 指標              | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和８年度） |
|-----------------|------------|------------|
| 被害金額            | 13,194 千円  | 10,555 千円  |
| 被害面積（水稻、麦類、豆類、雑 | 885a       | 708a       |

|                      |  |  |
|----------------------|--|--|
| 穀果樹、飼料作物、野菜、いも類、その他) |  |  |
|----------------------|--|--|

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策                                                                                     | 課題                                                                                                      |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 捕獲等に関する取組     | 8市町の各地域協議会と連携し、被害状況や対策についての情報共有や研修会の開催により、現場技術指導者の育成をするとともに、狩猟者の捕獲技術向上を図ることで、より効果的な鳥獣被害対策を実施している。 | 野生鳥獣は行政区域を越えて移動するため、各協議会個々だけでは十分な対策をとることができず、広域全体での捕獲圧の強化や捕獲従事者の高齢化、担い手不足等の問題があり、捕獲技術を伝承する体制を構築する必要がある。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 必要に応じて8市町ごとに取り組んでいる。                                                                              | 防護柵等による被害防除を行っている圃場から、行っていない圃場へ鳥獣が移動しており、対応が遅れている。                                                      |
| 生息環境管理その他の取組  | 必要に応じて8市町ごとに取り組んでいる。                                                                              | 引き続き、鳥獣被害対策に関する研修を開催し、最新情報の取得や知識習得及び普及に努める。                                                             |

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会では以下の取組を行う。

- ① 矢巾総合射撃場を狩猟免許取得に向けた教習に活用することで、8市町管内の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、育成する。また、既存の狩猟者を対象とした捕獲技術向上研修会等を開催することにより、狩猟者の技術向上を図る。

- ② 被害防止対策に携わる技術指導者対象の研修会を開催し、被害発生及び被害拡大の防止に係る知識を持った技術指導者を育成することによって、各地域での被害防止対策の支援を行う。
- ③ 協議会構成員内で被害状況や被害防止対策、有害捕獲に係る情報交換や野生鳥獣の生態、被害防止のための研修会を開催し、各地域での被害防止活動の一助とする。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

8市町が実施する有害鳥獣捕獲活動に係る情報交換と複数市町が連携した有害鳥獣捕獲活動の実施に向けた調整を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度    | 対象鳥獣                 | 取組内容                                                   |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------|
| 令和6年度 | ツキノワグマ               | ① 8市町の地域協議会と関係機関内で有害鳥獣捕獲活動に係る情報交換会を開催し、活動の連携について検討を行う。 |
| 令和7年度 | ニホンジカ                | ② 捕獲技術向上研修会を開催することによって8市町の有害鳥獣捕獲の担い手の技術向上を図る。          |
| 令和8年度 | イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | ③ 各市町の地域協議会と連携し、有害捕獲活動への住民の理解を促す。                      |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8市町毎の捕獲計画に対して、情報交換会や研修会を通して支援を行う。<br>なお、捕獲にあたっては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人あたりの捕獲等の数の制限を遵守する。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣                          | 捕獲計画数等                        |       |       |
|-------------------------------|-------------------------------|-------|-------|
|                               | 令和6年度                         | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ツキノワグマ                        | 独自での捕獲頭数は設定せず、必要最小数の捕獲とする。    |       |       |
| ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>カラス | 必要に応じて8市町ごとに頭数を設定し、可能な限り捕獲する。 |       |       |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容                    |
|-----------------------------|
| 8市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。 |

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| 8市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。 |

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
|      | なし   |

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### （1）侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣                             | 整備内容                         |         |         |
|----------------------------------|------------------------------|---------|---------|
|                                  | 令和 6 年度                      | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| ツキノワグマ<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>イノシシ | 8 市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。 |         |         |

（注） 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### （2）侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣                             | 取組内容                                                                                                                                                               |         |         |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
|                                  | 令和 6 年度                                                                                                                                                            | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| ツキノワグマ<br>ニホンジカ<br>ハクビシン<br>イノシシ | <p>8 市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて実施する。</p> <p>また、農作物の被害状況や出没場所によっては、必要に応じ各市町関係団体が協力して一斉追上げ、追払い活動等の取り組みを行う。</p> <p>侵入防止柵の設置者に対し、定期的な見回りや刈払い実施等を指導し、侵入防止柵の適切な維持管理を推進する。</p> |         |         |

（注） 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度      | 対象鳥獣                    | 取組内容                                      |
|---------|-------------------------|-------------------------------------------|
| 令和 6 年度 | ツキノワグマ<br>ニホンジカ<br>イノシシ | ① 各地域で実際に被害防止対策にあたる技術指導者を育成するための研修会を開催する。 |

|       |              |                                                                                                    |
|-------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年度 | ハクビシン<br>カラス | ② 8市町の地域協議会と関係機関とで情報共有を行い、新たな取組の検討を行う。                                                             |
| 令和8年度 |              | ③ 矢巾総合射撃場を狩猟免許取得に向けた教習に活用することで、8市町の有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、育成する。<br>④ 8市町の各地域協議会と連携し、狩猟免許試験の実施について住民へ周知を図る。 |

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

8市町で定められている鳥獣被害対策実施隊設置要綱及び鳥獣被害防止計画等に基づき対処することとする。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

### (2) 緊急時の連絡体制

8市町のそれぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて対処する。

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

必要に応じて鳥獣の保護及び管理に関する学術研究機関へ提供するほか、自家消費、処理施設での焼却、捕獲現場での適切な埋設処理を実施する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 食品     | 捕獲個体の利活用については、広域における研究を踏まえて検討していく。 |
| ペットフード |                                    |
| 皮革     |                                    |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| その他<br>（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） |  |
|--------------------------------------|--|

（注） 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

捕獲個体の利活用と同様に、広域における研究を踏まえて検討していく。

（注） 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲個体の利活用と同様に、広域における研究を踏まえて検討していく。

（注） 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

| 協議会の名称                                     |                                                      |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 構成機関の名称                                    | 役割                                                   |
| 矢巾町                                        | 研修会の開催、関係機関との連絡調整等の協議会の運営、矢巾総合射撃場の財産管理、被害防止対策、被害情報収集 |
| 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町               | 被害防止対策、被害情報収集                                        |
| 盛岡猟友会、八幡平市猟友会、滝沢猟友会、雫石町猟友会、岩手町地区猟友会、紫波郡猟友会 | 有害捕獲、捕獲技術向上に係る取組への支援・意見提言                            |
| 新岩手農業協同組合<br>岩手中央農業協同組合                    | 鳥獣による農作物被害状況の把握、農家からの意見収集及び意見提言                      |
| 盛岡広域振興局                                    | 有害捕獲・被害防止対策に係る指導・助言                                  |

（注） １ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称        | 役割                  |
|----------------|---------------------|
| 盛岡広域振興局農政部     | 有害鳥獣被害対策活動の指導、助言    |
| 盛岡広域振興局保険福祉環境部 | 有害鳥獣捕獲等の指導、助言       |
| 盛岡農業改良普及センター   | 有害鳥獣被害対策活動の指導、助言    |
| 鳥獣保護巡視員        | 有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

8市町ごとに設置されている鳥獣被害対策実施隊の活動に対し、射撃場の利用促進を図る。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議し計画の見直しを行い、効果的な被害防止に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。